

史傳



節女阿正の傳 (承前)

米 溪

嘉右衛門急ぎ之を見るに、一は義父母に遺すものなり、内を披けば、云ふ。

妾生れて東西も知らぬ間に、蚤く母を亡ひ、父の手鹽に残りしが、幾程もなく、再び其の喪に遭ひ、未だ物の理を辨へざるに、天地の間に單獨り、便りなき身となりしを、撫でづ訓へつ、今日が日迄、長き年月の御養育、御恩の程を思ひ見れば、海山の高さ深さも思

かなる譬へ事なりかし。されば、如何に身は粉に塗きても、此の御恩をこそ酬ゆべき筈なれば、此の度の婚儀に付ても、已に、父母を利し參らすのみならず、諸親一門の利と聞くからに、固より、仰に従ひて、速に、諾ひ奉るべきはづを、辛きは婦女の上ぞかし。操は命と古くより、教へられつる事の内、深くも心に浸りけるに、父か臨終の命も輕からず。身は、はや、長二郎に許されつるものを今更之を奈何にして改むべき。近頃聞く所によれば、彼の生業も昔の様ならず、日増に寂れ行とかや。斯かる折にこそ、人の心の見らるゝなれ。許せし人の艱めるを見ながら、身を富めるに寄せ、舊き約束を省みで、獨り榮耀に飽かんとするは、是、妾、父の遺言に違

ひて、長二郎に負き、己か操を賣るなれば、いかで一人と云はれん。さりながら、妾にして、若し、亡父の遺言を空うせず、身の節を全うせんとすれば、勢、義父母の命に負き奉り不孝の子となるべし、事此に至りし上は、如何にすると、身の立ち場もあらねば最早、唯だ、死より外に分別も無之、膝下に侍りて奉養すべき身の、先き立ち奉る不孝の罪は、妾か胸中に酌みて、許し給はらんことを祈り奉る云々。

他は長二郎に遺せしもの。云ふ、
妾、身を郎君に許せるは、亡父の命、今更言ふに及はざることなるも、義理ある父母の勸めとして、近頃、頻りに勝浦に適切ことを強ひられ、結納を取り交はすも、最早、目前に迫

れるに、妾、心も心ならず、幸に心易き隣家の翁を語りひて、徐ろに、事の理非を説かせしに、毫も其の事の聽かれざるのみならず、托せし人さへ、縶りて、今は妾に心を改めんことを勸むるに至り、誰一人として、郎君に適切ことを賛くる人も無きことなれば、妾一人、郎君の御上痛はしく、日夜悲みに閉ざれて徒らに慘ましさと、身の遣る瀬なさに涙に咽ぶのみ。あはれ義父母の命に任せんか、饒へ、妾一人遂に不義の婚をなし、身は錦繡に纏はれて、口肥甘に餘かしむるも、何に面目ありて、世の人に見へん。之、到底妾の堪ゆる能はざる所、義父妾の固く肯せざるを見て或は、妾か郎君と殷勤を通ぜるものと謂へる如し、之れ誠に止むを得ざる疑の様なるも、

妻か潔白の情操は、郎君の克く知らるる所。許嫁の義誠に重くして、亡父に地下に見へん時、少しも愧づる所なからんと思ふのみなるを、疑の雲晴らすに由なく、節を定らんと欲して、却りて冤枉に苦む、此の程よりは又、妻か身を看守る人さへ添ひて、日夜の隙もあらぬ内に、獨り愁心を懷ひて、彼方の空を眺め、此方の上を想ひ惱めば、いとゞさへ結はる、胸の鎖し、到底解くべき様もなし。彼を思ひ、之を念ふにつけても、万愁心に纏ひて身を措くに所もなし。唯、一死、聊か自から潔うして、妻か心の汚れなきを明かにすれば、縱令、現世縁薄く、獨り郎君に先たち參らするも、祈るらくは來世は共に、生を佛國に托せんことを許し給はれかし。亂るる心に

亂る、筆冀くは察し玉ひてよ。云々。
實に享和辛酉十一月の事なり。嘉右衛門獨り憚然たりしが、万助亦至り、其の戸を見、窃に罵りて曰ふ、執拗の女子なるかな、自から罪業を造りぬ。いかでか、成佛せんやと。遂に、善次等と相謀り、狂疾を以て聞せしめ、賄を郡幸に行ひしかは、事、寢、問はざるを得たりと雖も、物論は囂々たり。然れとも又敢て上聞するものもなきなり。其後十八年、藩儒竹田器甫、長韻を賦し、題に命するに節女詞を以てし、悉く其の事柄を叙したるに、藩侯此の詩を閲し給ひて、心に之を異み因て、密に中外に詢はれぬ。然るに、侯の生母、亦賢にして惠深かりしか、偶、侍する所の小婢は赤間のものなりしかば、呼ひて之を近け、問て實を得しかば、盡く之を侯に語られき。是に於て侯

乃ち吏を遣はし、廉問し、遂に兩村長の職を概ひ、當時の郡宰以下を追咎し、黜罰差あり。節女の家に白金を賜ひて、存卹せしめ、以て之を旌せられしと云ふ。

米溪子曰く、正女は一微賤の女子、別に教養の素あるにわらず、而して、其の貞烈、人をして襟を正さしむるものあり。聞く、秦西の風、死を以て罪惡となすとかや。處するに道あるに拘はらず、敢て身を傷ふは、固より論ずる所にわらずと雖とも、欲する所生より甚しきものありとすれば、正女の如きは、蓋し其の欲する所を得たるに庶幾からんか、國各風あり、俗あり。國風嚴として、以て萬國の間に卓然たるを得んとす。徒らに、之を顧みずして、彼に馳す、本を忘るゝの譽を免かれざらんか。今や朝野、女子、道を學ぶものに付

て、論ずる所囂々たり、之れ果して、國家の爲に喜ぶべき現象なるか、女學校教育は、歐米に於ては良妻の資格たり、我が國に於ては、不良妻の資格なり、と叫ばしむるに至れるは、仰も、其の貞婉の徳、仁厚の風、婦たり、母たるの素を養ふ所以に於て至らざるものあるによらずとせんや。正女の如きは、封建の余風に化して、遂に凛烈、節に死するもの、固より、今日の倫道に於て律すべからざるものありと雖とも、抑も亦我が國風の存する所、今日の弊に鑑みて、又他山の石たらずんばわらざるなり。

(元)

黒澤登幾子 (承前)

下村三四吉

登幾子が京都に上りて藩主の冤を訴へんと決